

コロナウイルス陽性者 出席停止期間について

※オミクロン株に限る。1/3 1 文部科学省通

出席停止期間は、①症状がある場合と②無症状の場合と③無症状だったが途中症状が出た場合の3パターンに分かれます。

①症状がある場合「症状が出現した日から、10日以上かつ症状軽快後72時間経過後」※検査日ではない。

(例：2月1日に発熱し、翌々日に陽性が判明した場合)

発熱・咳 発症0日目 2/1	検査 発症1日目 2/2	検査陽性 発症2日目 2/3	発症3日目 2/4	発症4日目 2/5	症状消失 発症5日目 2/6	発症6日目 2/7	発症7日目 2/8	発症8日目 2/9	発症9日目 2/10	発症10日目 2/11	発症11日目 2/12
← 出席停止期間 →											登校可能

②無症状の場合「検体採取日から7日経過後」

(例：2月1日に家族が発熱、2日に家族の陽性がわかり、3日に児童本人が検査を行い、4日に本人の陽性がわかった。)

家族熱 2/1	家族陽性 2/2	検査 2/3	検査陽性 検査1日後 2/4	検査2日後 2/5	検査3日後 2/6	検査4日後 2/7	検査5日後 2/8	検査6日後 2/9	検査7日後 2/10	検査8日後 2/11
← 出席停止期間 →										登校可能

③無症状者が途中症状が出た場合「症状が出現した日から、10日以上かつ症状軽快後72時間経過後」※保健所の指示に従う。

(例：濃厚接触者になったため2月1日検査をしたところ陽性、その後2日に発熱した)

検査陽性 2/1	発熱 発症0日目 2/2	発症1日目 2/3	発症2日目 2/4	発症3日目 2/5	症状消失 発症4日目 2/6	発症5日目 2/7	発症6日目 2/8	発症7日目 2/9	発症8日目 2/10	発症9日目 2/11	発症10日目 2/12	発症11日目 2/13
← 出席停止期間 →												登校可能

コロナウイルス濃厚接触者 出席停止期間について

①感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して7日を経過した後

(例：家族が陽性になり2月1日から児童本人と隔離を始めた。児童本人の検査は陰性。)

家族隔離 開始 2/1	隔離1日目 2/2	隔離2日目 2/3	隔離3日目 2/4	隔離4日目 2/5	隔離5日目 2/6	隔離6日目 2/7	隔離7日目 2/8	隔離8日目 2/9
出席停止期間								登校可能

※陽性の家族と隔離ができない場合は、陽性者の療養解除から7日を経過した後になります。病院や保健所の意見を参照にする。

※家族に多数陽性者がいる場合は、一番最後に陽性になった人との隔離期間を数える。

☆よくある質問

Q. 登校復帰する際に、陰性証明書はいりますか？

A. いりません。文部科学省の通知にも記載してあります。

参考：厚生労働省HP <https://www.mhlw.go.jp/content/000814817.pdf>